

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項（案）

産業廃棄物の処理に係る契約の方式としては、裾切り方式を採用することとし、環境配慮契約法基本方針に追加記載する産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項（案）を以下のとおりとする。

（２）産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。

裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

参考（基本方針の新旧対照）

改 定 案	現 行
<p>4．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p><u>(1) 建築物に関する契約</u> 建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(2) 産業廃棄物の処理に係る契約</u> 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p><u>・産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。</u></p> <p><u>・裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。</u></p>	<p>4．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p>建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(下線部分は改正部分)